



皇帝ダリヤ

埼玉FPセンター

# ヤマト

税理士 だより

(旧北村会計事務所)

編集発行人  
代表社員・税理士  
CFP・TLC  
**北村喜久則**

代表社員・税理士  
行政書士  
**北村秀子**

顧問税理士  
神田福男・月岡直樹  
星野 慎・鷺見守夫

事務所 〒336-0022  
さいたま市南区白幡4-1-19  
TSKビル5F  
TEL 048 (866) 9734(代)  
FAX 048 (866) 8591  
<http://www.yamatotax.com>  
mail tax@yamatotax.or.jp

## ◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月2日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 12月2日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付  
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日



**業務センターによる集約処理** 国税庁では、申告書の入力処理などを「業務センター」で集約処理する、税務署の内部事務のセンター化を順次進めており、令和8年には全ての税務署を対象にセンター化が実施される予定です。センター化の対象となる税務署に申告書や申請書を書面で提出する場合、業務センターに送付することとなります。

# 年末調整における 定額減税

令和6年分の年末調整では、6月から始まった定額減税についての精算を行う必要があります。そこで、年末調整における定額減税の精算事務（年調減税事務）について取り上げます。

## 年調減税事務の対象者

年末調整の対象となる人は、原則として年調減税事務の対象者になります。

ただし、年末調整の対象者のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1805万円を超えると見込まれる人は、年調減税事務の対象にはなりませんので、年調減税額（年末調

整時に年調所得税額から控除する定額減税額）を控除しないで年末調整を行います。合計所得金額が1805万円を超えるかどうかは、年末調整で提出される基礎控除申告書に記載されている合計所得金額で判定します。

## 年調減税額の計算

定額減税額は、居住者である本人分3万円と、居住者である同一生計配偶者及び扶養親族1人あたり3万円の合計額になります。同一生計配偶者や扶養親族に該当するかどうかは、原則として令和6年12月31日の現況により判定します。

## 年末調整の計算方法

年末調整では、まず通常の年末調整と同じ計算を行い、住宅借入金等特別控除を適用した後「年調所得税額」を計算します。そして、年調所得税額から年調減税額の控除を行い、定額減税額控除後の所得税額に102・1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。**【図】参照**  
源泉徴収税額については、控

除前税額から月次減税額の控除を行った後の、実際に源泉徴収した税額を給与と賞与それぞれについて集計します。

最後に、計算した年調年税額と集計した源泉徴収税額を比較し、過不足額の精算を行います。

## 源泉徴収票への表示

給与所得の源泉徴収票の摘要欄には、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×円」と記載します。記載する金額は、年調所得税額と年調減税額のいずれか低い金額です。

年調所得税額が年調減税額より少なく、年調減税額を控除しきれなかった金額がある場合は、その控除しきれなかった金額を「控除外額×円」と記載します。なお控除しきれない金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。

合計所得金額が1000万円超である居住者の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）を年調減税額の計算に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載します。



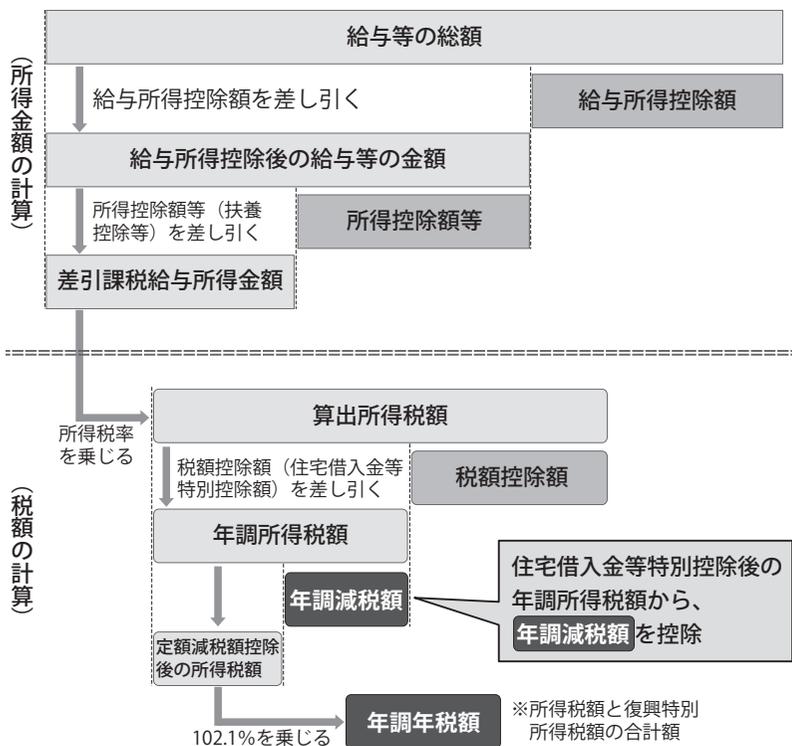
年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2000万円を超えるなどの理由で年末調整の対象とならなかった給与所得者の源泉徴収票には、摘要欄に定額減税等の内容について記載する必要はありません。源泉徴収税額の欄については、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入します。

## 定額減税についてのQ&A

**Q** 1 年調減税額を計算するために、給与所得者から新たな申告書を提出してもらう必要はありますか？  
**A** 年調減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や

図 年調年税額計算の流れ

(国税庁資料より)



扶養親族の人数については、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で把握することになっ  
ていますので、それらの申告書を年末調整時までに提出  
してもらったこととなります。

**Q2** 令和6年6月時点では、扶養親族であった親族が、年の途中で亡くなりましたが、その親族は年調減税額の計算に含めますか？  
**A** 同居者である同一生計配偶者や扶養親族に該当する

かどうかの判定は、原則として令和6年12月31日の現況により行います。  
ただし、年の途中で死亡した場合、死亡の日の現況で判断しますので、死亡の日に扶養親族に該当するのであれば、その親族は年調減税額の計算に含めることとなります。

**Q3** 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者が令和6年7月に就職し、令和6年分の合計所得金額が48万円を超える見込みです。その場合、その配偶者は年調減税額の計算に含めますか？  
**A** 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者や扶養親族であっても、12月31日の現況で令和6年分の合計所得金額が48万円を超える場合には、その配偶者や扶養親族は年調減税額の計算には含めません。

**Q4** 年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から

年調減税額を控除しきれませんでした。この場合、令和7年1月以降に支給する給与等に係る源泉徴収税額から控除しますか？  
**A** 年末調整の結果、年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは、控除しません。

**Q5** 同居者であり、扶養控除等申告書を提出している外国人技能実習生で、租税条約の届出書の提出があり源泉徴収税額が0円となる人の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか？  
**A** 租税条約で源泉徴収税額が0円となる外国人技能実習生についても、居住者であれば源泉徴収票には定額減税等の記載が必要になります。具体的には、その外国人技能実習生に居住者である同一生計配偶者や扶養親族がない場合には、「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額30000円」と記載します。

## ＜当事務所の業務内容＞

1. 会 計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)  
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
  2. 税 務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
  3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
  4. 経営支援 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成、管理会計指導 (継続 MAS)
  5. 提携先 弁護士 (峰岸)、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- ・ 建設会社 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
  - ・ 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、あいおいニッセイ同和損保

(スタッフ)	第1 監査班 星野・福島顧問	{	① 財務支援	水落大介 (AFP)	辻 綾 (FP)	松本由紀
			② 〃	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	井出さくら	
	第2 監査班 柴崎コーチ 間口MBA	{	① 経営支援	木村隆志 (科目合格者)	北村実喜 (科目合格者)	山田直緒子 (AFP)
			② 〃	山 大裕 (1級FP・宅建)	内田祐輝	元橋暁潔 (AFP)
			③ 〃	廣井里美 (AFP)	阪野湧飛	
	第3 監査班 神田・月岡顧問	{	① 資産税	大田 靖 (国税OB)	平野朋子 (AFP)	北村実喜 (2班兼任)
			② 〃	武士保治 (国税審理官OB)	石津 悟 (CFP・宅建)	

※ 資格者 税理士7名 (顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

### 事業所税

東京都の特別区や政令指定都市、人口30万人以上の都市などは、事業者に対して事業所税を課税し、道路や都市高速鉄道、上下水道などの都市環境の整備や改善の費用に充てることができま

ます。事業所税は、事業所の床面積 (資産割) と従業員の給与総額 (従業者割) に対して課税されます。課税標準と税率は、資産割については事業所の床面積1㎡あたり600円、従業者割については従業者の給与総額の0・25%です。なお免税点は、資産割については1000㎡以下、従業者割については役員を含めた人数が100人以下となっています。

申告と納税の期限は、法人は事業年度終了から2か月以内、個人事業主は翌年の3月15日までとなっています。

### Q&A 有価証券の譲渡時期

**Q** 当社は3月決算の会社ですが、証券会社を通じて令和6年3月31日に株式の譲渡について約定し、現物の引き渡しを4月に行いました。この譲渡損益を令和6年3月期に計上しましたが、問題ないでしょうか？

**A** 有価証券の譲渡による譲渡損益の計上は、原則として譲渡に係る契約が成立した日に行うこととなりますので、令和6年3月期に譲渡損益を計上します。

なお次に掲げる場合は、それぞれ次に定める日に譲渡損益の額を計上します。

- ① 証券業者などの売却の媒介、取次ぎ、もしくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をしている場合は、その委託をした有価証券の売却に関する取引が成立した日
- ② 相対取引により有価証券を売却している場合は、その相対取引の約定が成立した日